

## 「教育資金の一括贈与に係る贈与税非課税措置」に関する少額教育資金支出支払明細書

私は、本書面に記載の明細について「教育資金の一括贈与に係る贈与税非課税措置（租税特別措置法第70条の2の2）」で規定されている「教育資金（《教育資金について》ご参照）」として支払ったことに相違ありません。

	お客さま (贈与を受け、口座を開設された方)	親権者さま (お客さまが未成年の場合)
口座番号	1 2 3 4 5 6 7	
署名(氏名)	群馬太郎	群馬一郎
住所	群馬県前橋市元総社町1-2-3	同左
電話番号	027-123-4567	同左

●少額教育資金支払明細書(領収書等の代わりに、以下に明細を御記入後、提出して下さい。こちらの分は、添付書類不要です。)

	支払先の名称	支払先の住所	摘要 (支払内容)	支払日/期間	支払金額
学校等への支払い	〇〇中学校	/	学校給食費 他	27. 9. 1	8,000
小 計 1					8,000
学校等以外への支払い	△△塾	前橋市元総社町100	月謝代	27. 2. 15	10,000
	△△塾	前橋市元総社町100	月謝代	27. 3. 15	10,000
	△△塾	前橋市元総社町100	月謝代	27. 4. 15	10,000
	△△塾	前橋市元総社町100	月謝代	27. 5. 15	10,000
	□□ピアノ教室	前橋市元総社町200	月謝代 他	27. 4. 25	8,000
	学校等以外への支払いの場合には省略できません		支払先が同一の場合でも、明細ごとにご記入下さい。		対象は1件が1万円(税込)以下の支払いです。
学校等で必要な費用	▽▽書店	前橋市元総社町300	教科書代	27. 3. 25	5,000
	◎◎用品店	前橋市元総社町400	体操着代 他	27. 4. 8	6,000
	学校等以外への支払いの場合には省略できません		こちらの欄については、物品の種類がわかる程度の記入をお願いします。		
小 計 2					59,000
合 計(小計1+小計2)					67,000*

\*合計金額は1/1~12/31の間で別途ご提出済のものと同合わせ、通常24万円(税込)以内です。詳細はチェック項目(9)(10)でご確認下さい。